

町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022年)8月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例

町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例（平成27年12月町田市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
機関	事務		機関	事務	
略	略		略	略	
8 教育委員会	略		8 教育委員会	略	
9 市長	<u>市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第107号）第2条の規定により市が処理することとされる事務のうち、心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号）による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの</u>				
10 市長	<u>町田市心身障害者福祉手当条例（昭和49年9月町田市条例第35号）による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって市規則で定めるもの</u>				
11 市長	<u>町田市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和4年 月町田市条例第 号）による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの</u>				
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報

1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって市規則で定めるもの	略
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> 」という。）であって市規則で定めるもの
		略
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「 <u>障害者自立支援給付関係情報</u> 」という。）であって市規則で定めるもの
略	略	略
6 市長	略	略
7 市長	<u>市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例</u>	<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児入所支援に関する情報</u> であって市規則で定めるもの

1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって市規則で定めるもの	略
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報であって市規則で定めるもの
		略
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって市規則で定めるもの
略	略	略
6 市長	略	略

第2条の規定により市が処理するとされる事務のうち、心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの

生活保護関係情報であって市規則で定めるもの

地方税関係情報であって市規則で定めるもの

身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報であって市規則で定めるもの

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって市規則で定めるもの

障害者自立支援給付関係情報であって市規則で定めるもの

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって市規則で定めるもの

8 市長

町田市心身障害者

地方税関係情報であって市規則で定

	<u>福祉手当</u>	<u>めるもの</u>
	<u>条例によ</u>	<u>身体障害者福祉法</u>
	<u>る心身障</u>	<u>による身体障害者</u>
	<u>害者福祉</u>	<u>手帳又は知的障害</u>
	<u>手当の支</u>	<u>者福祉法にいう知</u>
	<u>給に關す</u>	<u>的障害者に關する</u>
	<u>る事務で</u>	<u>情報であつて市規</u>
	<u>あつて市</u>	<u>則で定めるもの</u>
	<u>規則で定</u>	
	<u>めるもの</u>	
9 市長	<u>町田市高</u>	<u>生活保護關係情報</u>
	<u>校生等の</u>	<u>であつて市規則で</u>
	<u>医療費の</u>	<u>定めるもの</u>
	<u>助成に關</u>	<u>地方税關係情報で</u>
	<u>する条例</u>	<u>あつて市規則で定</u>
	<u>による医</u>	<u>めるもの</u>
	<u>療費の助</u>	
	<u>成に關す</u>	
	<u>る事務で</u>	
	<u>あつて市</u>	
	<u>規則で定</u>	
	<u>めるもの</u>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。